

〔見積参加希望業者〕 様

盛岡市長 内 館 茂

随意契約見積通知書

随意契約により下記事項を執行するに当たり、見積人として指名したので関係書類並びに盛岡市随意契約見積参加者心得（以下「心得」という。）を熟知のうえ見積されるよう通知します。

記

1 随意契約見積対象事項

- (1) 件 名 上田老人福祉センター複写機の購入
- (2) 品名・規格・数量等 別紙内訳書のとおり。
- (3) 履行（納入）場所 上田老人福祉センター（盛岡市上田四丁目 5 番 18 号）

2 契約（納入）期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 10 月 16 日（金）まで

3 契約条項を示す場所

盛岡市保健福祉部長寿社会課

4 見積書提出の日時及び場所

令和 8 年 8 月 21 日（金） 午前 10 時 00 分から午後 3 時 00 分まで
盛岡市役所本館 5 階 保健福祉部長寿社会課
執行即時開封

5 見積の方法

見積書は、4 の日時に設置する見積箱に投函すること。（封筒は不要）

6 契約書作成の要否

要 物品購入契約書による。（契約金額が 50 万円以下の場合は省略）

7 その他

- (1) 見積回数 1 回限りとする。
（但し、予定価格に納まらない場合は、協議して決定することがある。）
- (2) 見積書
見積書は盛岡市随意契約見積参加者心得第 7 第 1 項によるものとし一括総額で作成すること。
決定も 一括総額 とする。
なお、決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（その金額に 1 円未満の端数があるときはこれを切り捨てた金額）をもって契約価格とするので、見積人は消費税額及び地方消費税額に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を見積書に記載すること。
- (3) 見積の無効
盛岡市随意契約見積参加者心得第 9 の規定に該当する見積
- (4) 同等品
同等品による見積を希望する者は、所定の申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添付し令和 8 年 8 月 18 日（火）までに盛岡市保健福祉部長寿社会課に申請すること。
- (5) この見積に関する問い合わせ先
一般的事項及び内訳書等に関する事項についての質問は、令和 8 年 8 月 18 日（火）までに電子メール又は文書（ファックス可）により長寿社会課あて提出すること。
電子メールアドレス：chouju@city.morioka.iwate.jp
電話：019-603-8003 FAX：019-653-2839
盛岡市保健福祉部長寿社会課 担当：佐藤